

広島県選挙管理委員会告示第二十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設に、別表のとおり変更があつた旨、世羅町選挙管理委員会から報告があつた。

令和六年四月二十五日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

指 定 施 設		変 更 項 事	変 更 後
名 称	所 在 地		
世羅町山福田自治センター	世羅郡世羅町大字山中福田1828番地3	所在地	世羅郡世羅町大字山中福田1822番地2